

## 選挙区調査特別委員会(12月24日開催)

	改正内容	削減数	一票の格差
正副委員長 (再提出案)	(1)尾鷲市・北牟婁郡選挙区(定数2人) 定数2人→1人	51人 →45人 6人減	1.60
	(2)熊野市・南牟婁郡選挙区(定数2人) 定数2人→1人		
	(3)鳥羽市選挙区(定数1人)+志摩市選挙区(定数2人) 定数3人→2人		
	(4)度会郡選挙区(定数2人) 定数2人→1人		
	(5)多気郡選挙区(定数2人) 定数2人→1人		
	(6)伊勢市選挙区(定数4人) 定数4人→3人		
以上の改正内容は平成27年5月1日以降の一般選挙から適用することとし、平成26年定例会2月定例会に条例改正案を提出することとする。			